

# 水田農業経営安定推進対策補助金交付要綱

制 定 令和3年10月8日付け農畜第809号

一部改正 令和3年12月20日付け 農畜第1141号

一部改正 令和4年5月13日付け 農畜第1524号

一部改正 令和5年3月22日付け 農畜第1396号

一部改正 令和6年3月29日付け 農山第910号

## (趣旨)

第1 長期化するコロナ禍の影響による全国的な米価低迷に加えて、エネルギー価格・物価高騰の影響による米の生産コストの上昇が見込まれるなど生産者にとっては依然として厳しい状況にある。

このような状況に対応するため、地域農業再生協議会（経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅱの1に定める農業再生協議会。以下「地域協議会」という。）が実施する需要のある作物への転換や、セーフティネットへの加入促進等、農業経営を継続・安定させるために必要な取組に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。また、その交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (補助事業区分、補助率等)

第2 事業費補助金の補助事業区分は、（1）地域における需要に応じた生産のしくみづくり支援、（2）実需者との連携による転換作物生産支援、（3）飼料用米の拡大分支援、（4）多収穫米等導入支援とし、事業に係る手続きについては補助事業区分毎に行うものとする。

2 補助対象経費、事業実施主体及び補助率等は、別表1に定めるところによる。

3 算出された交付額に千円未満が生じた場合は切り捨てるものとする。ただし、補助事業区分（2）及び（3）は除く。

## (補助金の交付申請)

第3 事業実施主体が、規則第4条の規定により補助金の交付を受けようとするときには、様式第1号（交付申請書）を知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、事業実施主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

## (変更交付申請)

第4 事業実施主体が、規則第9条第1項に規定された、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときには、様式第2号の取り扱いに定められた変更承認申請書を知事に提出し、承

認を受けなければならない。なお、重要な変更以外の軽微な変更については、別途指示を受けるものとする。

(1) 補助事業の中止又は廃止

(2) 事業実施主体の事業種目の補助金を増額する場合又は20パーセントを超えて減額する場合

(3) その他知事が必要と認める場合

(概算払請求)

第5 事業実施主体が概算払により補助金の交付を受けようとするときは、様式第3号による請求書を知事に提出しなければならない。

(完了報告)

第6 事業実施主体は、事業が完了したときは様式第4号により完了報告を行い、速やかに検査を受けなければならない。

(実績報告)

第7 事業実施主体が規則第10条の規定により提出する実績報告書は、様式第5号によるものとし、提出の時期は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。ただし、補助金の全額が概算払により交付された場合は、交付決定を受けた年度の翌年度の4月30日とする。

2 事業実施主体は、実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(財産の処分の制限)

第8 規則第13条第1項第4号の規定に基づき知事が指定する財産は、全ての機械及び器具とする。

2 規則第13条第2項に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定)

第9 知事は、第3の2ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

2 事業実施主体は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号による報告書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(区分経理)

第10 事業実施主体は、当該補助金の補助対象事業に係る会計と他の事業に係る会計を区分して経理を行うものとする。

(帳簿等の保存)

第11 補助事業を実施するに当たっては、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳(様式第7号)その他関係書類を整備保管しなければならない。

(その他)

第12 事業実施主体が本事業の実施にあたって業務の委託や物品の調達等を行う場合、県内中小事業者に発注するように努めるものとする。

2 この補助金を交付する事業を実施するにあたりそれ以外に必要な事項は農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月8日から施行する。

附 則(令和3年12月20日付け農畜第1141号)

この通知による改正は、令和3年12月20日から施行及び、適用する。

附 則(令和4年5月13日付け農畜第1524号)

この通知による改正は、令和4年5月13日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則(一部改正 令和5年3月22日付け 農畜第1396号)

- 1 この通知による改正は、令和5年3月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 令和4年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則(一部改正 令和6年3月29日付け 農山第910号)

- 1 この通知による改正は、令和6年3月29日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 令和5年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

別表1

事業区分	事業内容及び対象経費	事業実施主体 (交付先)	補助率等
(1) 地域における需要に応じた生産のしくみづくり支援	<p>需要と結びついた作物生産や耕畜連携のしくみづくり、セーフティネット加入促進に取り組む地域協議会の活動を支援。</p> <p>&lt;対象となる取組&gt;</p> <p>① 需要と結びついた作物への農業者の誘導</p> <p>② 作物作付動向の把握</p> <p>③ 主食用米や他作物の販路開拓活動</p> <p>④ W C Sや飼料用米の耕種・畜産による取組拡大計画の協議</p> <p>⑤ セーフティネット加入促進 等</p> <p>※対象経費は別表2のとおり</p> <p>※採択及び予算額の配分については別紙1のとおりとする。</p>	地域農業再生協議会	<p>補助率：1/2 以内</p> <p>補助上限額： 50 万円以内</p>
(2) 実需者との連携による転換作物生産支援	<p>① 県版畑作物産地形成促進事業</p> <p>国の畑作物産地形成促進事業(低コスト生産等の取組)に応募し、ポイント制により不採択となった取組について、同様の取組を行う場合にその助成に係る経費と事業を実施するために必要な事務経費を支援。ただし、畑地化の取組に対する支援額の加算(畑地化加算)は対象としない。</p> <p>※採択及び予算額の配分については別紙1のとおりとする。</p> <p>&lt;推進事務費&gt;</p> <p>事業を実施するために必要な事務経費を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産者への振込手数料</li> <li>・ 事業の周知、振込通知等、生産者との連絡にかかる経費</li> <li>・ 取組確認にかかる人件費</li> <li>・ その他農山漁村振興課長が事業を実施するために必要と認める経費</li> </ul>	地域農業再生協議会	<p>補助率:定額</p> <p>支援単価:別表3のとおり</p> <p>※推進事務費:1 地域協議会あたり上限 10 万円以内</p>
	<p>② 県版コメ新市場開拓等促進事業</p> <p>国のコメ新市場開拓等促進事業(低コスト生産等の取組)に応募し、ポイント制により不採択となった取組について、同様の取組を行う場合にその助成に係る経費と事業を実施するために必要な事務経費を支援。</p> <p>※採択及び予算額の配分については別紙1のとおりとする。</p> <p>&lt;推進事務費&gt;</p> <p>事業を実施するために必要な事務経費を支援。</p>	地域農業再生協議会	<p>補助率:定額</p> <p>支援単価:別表3のとおり</p> <p>※推進事務費:1 地域協議会あたり上限 10 万円以内</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産者への振込手数料</li> <li>・ 事業の周知、振込通知等、生産者との連絡にかかる経費</li> <li>・ 取組確認にかかる人件費</li> <li>・ その他農山漁村振興課長が事業を実施するために必要と認める経費</li> </ul>		
	<p>③県版麦・大豆生産技術向上事業</p> <p>国の麦・大豆生産技術向上事業(新たな営農技術等の導入)に応募し、ポイント制により不採択となった水田での取組について、同様の取組を行う場合にその助成に係る経費と事業を実施するために必要な事務経費を支援。ただし、畑地での取組及び種子の取組は対象外とする。</p> <p>※採択及び予算額の配分については別紙1のとおりとする。</p> <p>&lt;推進事務費&gt;</p> <p>事業を実施するために必要な事務経費を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産者への振込手数料</li> <li>・ 事業の周知、振込通知等、生産者との連絡にかかる経費</li> <li>・ 取組確認にかかる人件費</li> <li>・ その他農山漁村振興課長が事業を実施するために必要と認める経費</li> </ul>	地域農業再生協議会	補助率:定額 支援単価:別表4のとおり ※推進事務費:1 地域協議会あたり上限 10 万円以内
(3) 飼料用米の拡大分支援	<p>経営所得安定対策実施要綱のⅣの第2の6の(1)戦略作物助成(飼料用米)の対象面積(以下「飼料用米作付面積」)を拡大した生産者に対して、面積の拡大に応じた助成を行う取組及びその実施に要する事務経費を支援。</p> <p>ただし、生産者ごとに飼料用米作付面積の前年度からの拡大面積及び前前年度からの拡大面積を算定し、そのうち小さい方の拡大面積を助成対象面積とすること。</p> <p>※生産者が新たに組織化した場合は構成員の前年度飼料用米作付面積の総和を比較対象とする。また、法人化や経営継承等で交付対象が変更された場合も同様に前年度の実質的な作付面積を比較対象とする。</p> <p>※採択及び予算額の配分については別紙1のとおりとする。</p> <p>&lt;推進事務費&gt;</p> <p>事業を実施するために必要な事務経費を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産者への振込手数料</li> <li>・ 事業の周知、振込通知等、生産者との連絡にかかる経費</li> <li>・ 取組確認にかかる人件費</li> <li>・ その他農山漁村振興課長が事業を実施するために必要と認める経費</li> </ul>	地域農業再生協議会	支援単価:別表5のとおり ※推進事務費:1 地域協議会あたり上限 10 万円以内

<p>(4) 多収 穫米等導入 支援</p>	<p>収量当たりの生産コスト削減に高い効果が期待できる多収穫米等の導入・拡大に必要な取組を支援する。 ※採択及び予算額の配分については別紙1のとおりとする。</p> <p>&lt;対象経費&gt; 収量向上に向けた展示ほの設置、研修会の開催、販路開拓に必要な活動等に必要の推進経費(別表2)</p> <p>&lt;対象作物&gt; 水稲多収穫米(つきあかり、にじのきらめき、他農山漁村振興課長が認める品種)等</p>	<p>①島根県農業 再生協議会 ②市町村、地 域農業再生協 議会</p>	<p>補助率： ①定額 ②1/2 以内</p> <p>補助上限額： ①300 万円以内 ②50 万円以内</p>
--------------------------------	--	--	--

別表2 地域における需要に応じた生産のしくみづくり支援及び多収穫米等導入支援対象経費

区 分	内 容
報 酬	会計年度任用職員等（事務処理、軽作業等の報酬）
共 済 費	報酬等に係る社会保険料
報 償 費	講師謝礼、視察料等
旅 費	普通旅費
需 用 費	消耗品費、光熱水費、印刷製本費、会議費等
役 務 費	通信運搬費、手数料
委 託 料	各種調査等に係る事務のうち、その事務の一部又はすべてを国、都道府県及び地域協議会構成機関等職員等以外の者に委託する場合の当該委託料
使用料及び賃借料	建物、機械・器具、自動車等の借り上げ料及び損料
備 品 購 入 費	資料として必要な図書等の購入経費（その合計額は、50万円未満とする）
負 担 金	研修負担金、イベント等参加負担金
そ の 他	上記以外のもので事業遂行上特に必要と思われる費用

別表3 県版畑作物産地形成促進事業、県版コメ新市場開拓等促進事業の支援単価

区分	品目	支援単価*2
県版畑作物産地形成 促進事業	麦（加工用）	0.25万円/10a
	麦（新市場開拓用）	0.25万円/10a
	大豆（加工用）	0.25万円/10a
	大豆（新市場開拓用）	0.25万円/10a
	高収益作物*1（加工・業務用）	1.00万円/10a
	高収益作物*1（新市場開拓用）	1.00万円/10a
	子実用トウモロコシ	0.25万円/10a
県版コメ新市場開拓等 促進事業	新市場開拓用米	0.50万円/10a
	加工用米	0.50万円/10a
	米粉用米（パン・めん専用品種）	0.50万円/10a

※1 水田園芸県推進6品目（キャベツ、タマネギ、ブロッコリー、白ネギ、アスパラガス、ミニトマト）を除く

※2 予算が不足する場合は支援単価を減額して調整を行う

※3 支援額は生産者ごとに千円未満切捨て（千円に満たない生産者は対象外）

別表4 県版麦・大豆生産技術向上事業の支援単価

助成対象とする取組	取組内容	要件	支援単価※1
1 排水対策技術の導入	弾丸暗渠の施工、心土破碎又は深耕により、透排水性の改善に取り組む。	・取組内容欄に掲げた技術以外の技術を導入する場合には、生産性向上に向けた技術であり、県において普及すべき技術として位置付けた技術であること。	1,000円/10a ※最大2つまで取り組むことが可能
2 高度排水対策技術の導入	無材穿孔暗渠又は有材補助暗渠により、透排水性の改善に取り組む。		1,500円/10a
3 効率的播種技術の導入	省力化等による生産性向上に向け、耕うん同時畝立て播種、小明渠浅耕播種又は狭畦密植栽培の導入により、播種作業の改善に取り組む。	・取組内容欄に掲げた技術以外の技術を導入する場合には、生産性向上に向けた技術であり、県において普及すべき技術として位置付けた技術であること。	2,500円/10a
4 先進技術の導入	スリット成形播種技術又はカットブレーカーによる幅広型心土破碎の導入により、生産性の向上に取り組む。		5,000円/10a
5 土壌診断に基づく土づくり	土壌診断を行い、ほ場の状況に応じた有機質資材や酸度矯正資材等の施用に取り組む。	・pH、窒素、リン、カリの分析を必須とすること。	1,500円/10a
6 麦種に応じた最適な施肥の実施	麦の品質や生産性を向上させるため、麦種に応じ、施肥配分や施肥方法の見直しに取り組む。		1,500円/10a
7 需要に応じた品種転換	需要のある品種又は収量性若しくは加工適性に優れる品種への転換に取り組む。	・播種前に実需者等との間で売買契約を締結すること。	3,750円/10a
8 化学肥料の低減	化学肥料の使用量を地域の慣行レベル以下かつ前作より1割以上の低減に取り組む。		500円/10a
9 化学農薬の低減	化学農薬の使用量を地域の慣行レベル以下かつ前作より1割以上の低減に取り組む。		500円/10a
10 スマート農業技術を活用した生産の高度化・省力化	ドローンによる農薬・肥料散布、収量等センサー付きコンバインによる収	・取組内容欄に掲げた技術以外のスマート農業技術を導入する場合には、生産性向上に向け	2,500円/10a



	穫、自動操舵トラクターと連動した高精度播種、センシングに基づく可変施肥又は営農管理システムの活用により、生産の高度化・省力化に取り組む。	た技術であり、県において普及すべきスマート農業技術として位置付けた技術であること。	
11 麦・大豆の新規作付け	麦・大豆の国産化に向けて、新たに麦・大豆の生産に取り組む。		3,750 円/10a
12 複数年契約の導入	播種前に実需者等との間で複数年の売買契約を締結し、安定した供給体制の構築に取り組む。		750 円/10a
13 農地の均平化	レーザーレベラーや GPS レベラー等を用いて農地の均平化に取り組む。		2,500 円/10a
14 地域特認技術	地域の環境や農業の実態等を踏まえて、麦・大豆の生産性向上に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県において普及すべき技術として位置付けた技術であること。</li> <li>・麦・大豆生産技術向上事業実施要領(令和4年12月12日付け4農産第3475号農林水産省農産局長通知)の別記に基づき地方農政局長等に承認されていること。</li> </ul>	各地域農業再生協議会にて設定 (最大で 5,000 円/10a、この範囲内で複数の技術を設定可)

※1 予算が不足する場合は支援単価を減額して調整を行う

※2 支援額は生産者ごとに千円未満切捨て(千円に満たない生産者は対象外)

#### 別表5 飼料用米の拡大分支援の支援単価

収量区分	支援単価※2
10a 当たり交付対象数量が(標準単収値※1-150)kg 以下の場合	0 円/10a (支援対象外)
10a 当たり交付対象数量が(標準単収値-150)kg ～(標準単収値+150)kg の場合	2,500 円/10a + 2,500 円/150kg × (10a 当たり交付対象数量-標準単収値) で算定された単価
10a 当たり交付対象数量が(標準単収値+150)kg 以上の場合	5,000 円/10a

※1 標準単収値は国が戦略作物助成の数量払いの単価を算定する際に設定する数値を用いること

※2 予算が不足する場合は支援単価を一律減額して調整する

※3 交付額は生産者ごとに千円未満切捨て(千円に満たない生産者は対象外)

## 事業の採択及び配分基準等について

1 交付要綱別表 1 の (1) 地域における需要に応じた生産のしくみづくり支援の採択及び予算額の配分については、以下のとおりとする。

(1) 島根県農林水産部長（以下、農林水産部長）は、事業実施前に本事業の実施に対する要望調査を実施し、要望合計額が予算額を下回る場合には要望額を当該地域農業再生協議会へ配分し、要望合計額が予算額を上回る場合には予算額の範囲内に収まるまで補助上限額を減額してから予算額を配分する。

2 交付要綱別表 1 の (2) 実需者との連携による転換作物生産支援のうち、①県版畑作物産地形成促進事業の採択及び予算額の配分については、以下のとおり、地域農業再生協議会の産地・実需協働プラン（以下「プラン」という。）にて定められた品目・仕向けごとに、配分対象となる地域農業再生協議会を決定し、予算の範囲内において採択・配分するものとする。

採択・配分に当たっては、まずは前年度に畑地化を行った地域農業再生協議会と当年度に畑地化を行う予定の地域農業再生協議会（以下「畑地化協議会」という。）を採択・配分の対象とし、次にそれ以外の地域農業再生協議会（以下「その他協議会」という。）を採択・配分の対象とするものとする。

(1) 地域農業再生協議会は、本事業を実施しようとするときは、別記様式第 2-1 号によりプランを作成し、農林水産部長が別途指定する期日までに、農林水産部長へ提出する。

(2) 農林水産部長は提出のあったプランについて、畑地化協議会のプランから配分対象とする。

(3) 畑地化協議会のプランの要望額の合計が予算額を上回る場合は、プランで定められた品目・仕向けごとに、配点基準に基づくポイントが上位のプランの品目・仕向けから順に予算の範囲内において採択し、当該プランの品目・仕向けの要望額を地域農業再生協議会ごとに合計し、当該合計額を配分額として地域農業再生協議会に通知するものとする。

なお、この配分額の算定に当たっては、まず配点基準の品目・仕向けごとの優先枠の範囲内において、品目・仕向けごとにポイントが上位のものから配分対象とし、続いて優先枠の予算の範囲内において配分対象とならなかったプランの品目・仕向けについて、優先枠以外の予算の範囲内（優先枠の予算に残余があった場合は当該残余額も含む。）にて、品目・仕向けに関わらずポイントが上位のものから配分対象とするものとする。

(4) 畑地化協議会のプランの要望額の合計が予算額を下回る場合は、畑地化協議会のプランを採択した上で、その他協議会のプランについて、品目・仕向けごとに、配点基準に基づくポイントが上位のプランの品目・仕向けから順に予算の範囲内において採択し、これらの採択プランの品目・仕向けの要望額を都道府県農業再生協議会ごとに合計し、当該合計額を配分額として地方農政局長等に通知するものとする。

なお、その他協議会のプランの採択に当たっては、畑地化協議会のプランの品目・仕向けごとの要望額が配点基準の品目・仕向けごとの優先枠を下回る場合は、品目・仕向けごとの優先枠の残余の範囲内において、品目・仕向けごとにポイントが上位のものから配分対象とし、続いて優先枠の

予算の範囲内において配分対象とならなかったプランの品目・仕向けについて、優先枠以外の予算の範囲内（優先枠の予算に残余があった場合は当該残余額も含む。）にて、品目・仕向けに関わらずポイントが上位のものから配分対象とするものとする。

(5) (3) 又は (4) により配分した結果、最後の配分可能額が要望額に満たない場合であって、かつ、同一ポイントのプランの品目・仕向けが複数ある場合は、要望額の小さいものから順に配分対象とするものとする。

### 【配点基準】

1 低コスト生産等の取組状況	ポイント	
	【麦、大豆】	
	①又は②のいずれかを選択。新市場開拓用の場合は（ ）のポイント。	
	①当年産における低コスト生産等の取組面積 ※1	②当年産における低コスト生産等の取組面積／前年産の作付面積 ※1
	ア 250ha 以上 12 (24)	ア 300%以上 12 (24)
	イ 200ha 以上～250ha 未満 10 (20)	イ 200%以上～300%未満 10 (20)
	ウ 150ha 以上～200ha 未満 8 (16)	ウ 150%以上～200%未満 8 (16)
	エ 100ha 以上～150ha 未満 6 (12)	エ 100%以上～150%未満 6 (12)
	オ 50ha 以上～100ha 未満 4 (8)	オ 75%以上～100%未満 4 (8)
	カ 50ha 未満 2 (4)	カ 75%未満 2 (4)
	【高収益作物】	
	①又は②のいずれかを選択。新市場開拓用の場合は（ ）のポイント。	
	①当年産における低コスト生産等の取組面積 ※1	②当年産における低コスト生産等の取組面積／前年産の作付面積 ※1
	ア 125ha 以上 12 (24)	ア 300%以上 12 (24)
	イ 100ha 以上～125ha 未満 10 (20)	イ 200%以上～300%未満 10 (20)
	ウ 75ha 以上～100ha 未満 8 (16)	ウ 150%以上～200%未満 8 (16)
	エ 50ha 以上～75ha 未満 6 (12)	エ 100%以上～150%未満 6 (12)
	オ 25ha 以上～50ha 未満 4 (8)	オ 75%以上～100%未満 4 (8)
	カ 25ha 未満 2 (4)	カ 75%未満 2 (4)
	【子実用とうもろこし】	
	①又は②のいずれかを選択。	
	①当年産における低コスト生産等の取組面積 ※1	②当年産における低コスト生産等の取組面積／前年産の作付面積 ※1
	ア 50ha 以上 12	ア 300%以上 12
	イ 40ha 以上～50ha 未満 10	イ 200%以上～300%未満 10
	ウ 30ha 以上～40ha 未満 8	ウ 150%以上～200%未満 8
	エ 20ha 以上～30ha 未満 6	エ 100%以上～150%未満 6
	オ 10ha 以上～20ha 未満 4	オ 75%以上～100%未満 4
	カ 10ha 未満 2	カ 75%未満 2
2 本事業対象品目の作付状況	【全作物共通】	
	①又は②のいずれかを選択。	
	①当年産における本事業対象品目の作付面積の拡大 ※2	②当年産における本事業対象品目の作付面積の拡大分／前年産における本事業対象品目の作付面積 ※2
	ア 50ha 以上 6	ア 10%以上 6
	イ 40ha 以上～50ha 未満 5	イ 8%以上～10%未満 5
	ウ 30ha 以上～40ha 未満 4	ウ 6%以上～8%未満 4
	エ 20ha 以上～30ha 未満 3	エ 4%以上～6%未満 3
	オ 10ha 以上～20ha 未満 2	オ 2%以上～4%未満 2
	カ 0ha 超～10ha 未満 1	カ 0%超～2%未満 1
3 主食用米作付削減面積（地域農業再生協議会単位）	【全作物共通】	
	①又は②のいずれかを選択。	
	①前年産から当年産の主食用米作付削減面積 ※3	②前年産から当年産の主食用米作付面積削減割合 ※3
	ア 50ha 以上 6	ア ▲10%以上 6
	イ 40ha 以上～50ha 未満 5	イ ▲8%以上～10%未満 5
	ウ 30ha 以上～40ha 未満 4	ウ ▲6%以上～8%未満 4
	エ 20ha 以上～30ha 未満 3	エ ▲4%以上～6%未満 3
	オ 10ha 以上～20ha 未満 2	オ ▲2%以上～4%未満 2
	カ 0ha 超～10ha 未満 1	カ ▲0%超～2%未満 1

4 転作状況 (地域農業再生協議会単位)	<b>【全作物共通】</b> 当年産における水田面積に占める転換作物の作付面積の割合 ※4 ア 50%以上 3 イ 40%以上～50%未満 2 ウ 30%以上～40%未満 1
5 ブロックローテーションの取組状況	<b>【全作物共通】</b> 当年産の転換作物の作付面積に占める翌年産にブロックローテーションを行う面積の割合 ※5 ア 50%以上 6 イ 40%以上～50%未満 4 ウ 30%以上～40%未満 2
6 畑地化の取組状況	<b>【全作物共通】</b> 畑地化加算に取り組む面積 ア 50ha 以上 12 イ 40ha 以上～50ha 未満 10 ウ 30ha 以上～40ha 未満 8 エ 20ha 以上～30ha 未満 6 オ 10ha 以上～20ha 未満 4 カ 0ha 超～10ha 未満 2
7 新規取組農業者の状況	<b>【全作物共通】</b> 低コスト生産等の取組面積に占める、本事業に新規に取り組む農業者（品目・仕向けごとで新規の農業者を含む）の低コスト生産等の取組面積の割合 ア 100% 12 イ 80%以上～100%未満 6 ウ 50%以上～80%未満 3
8 地域計画の策定状況	<b>【全作物共通】</b> 低コスト生産等の取組面積に占める地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第18条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（基盤強化法第19条に規定する地図をいう。）に位置付けられた農業者の低コスト生産等の取組面積の割合 ア 80%以上 6 イ 50%以上～80%未満 4 ウ 10%以上～50%未満 2
優先枠 (5,445千円)	麦（加工用） 1,815千円 麦（新市場開拓用） 226千円 大豆（加工用） 1,815千円 大豆（新市場開拓用） 226千円 高収益作物（加工・業務用） 453千円 高収益作物（新市場開拓用） 453千円 子実用トウモロコシ 453千円

※1 1について、前年度事業で採択された協議会のうち、前年度事業における低コスト生産等の取組面積の計画を達成できなかった場合は、未達分の面積を今回の申請における取組面積から減じた上でポイントを算出すること。

※2 2について、低コスト生産等に取り組まないものも含め、主食用米の作付けを削減した農地等で本事業対象品目を作付けする場合、その面積若しくは増加率を対象。

(増加率＝当年産の本事業対象品目の作付面積の拡大分／前年産の本事業対象品目の作付面積)

※3 3について、前年度事業で採択された協議会のうち、前年度事業における主食用米作付削減面積の計画を達成できなかった場合は、未達分の面積を今回の申請における作付削減面積から減じた上でポイントを算出すること。

※4 地域農業再生協議会単位での水田面積に対する転換作物（戦略作物、そば、なたね、新市場開拓用米、高収益作物、子実用とうもろこし、地力増進作物）の作付面積割の割合

(割合＝当年産の転換作物の作付面積／当年度の水田面積)

※5 地域農業再生協議会単位での転換作物の作付面積に対する、事業に取り組む全農業者の本事業対象品目で翌年産にブロックローテーションに取り組む面積の割合

(割合＝本事業対象品目における翌年産のブロックローテーション面積／当年産の転換作物の作付面積)

3 交付要綱別表1の(2)実需者との連携による転換作物生産支援のうち、②県版コメ新市場開拓等促進事業の採択及び予算額の配分については、以下のとおり、地域農業再生協議会のプランにて定められた品目・仕向けごとの成果目標に応じて、配分対象となる地域農業再生協議会の品目・仕向けを決定し、予算の範囲内において採択・配分するものとする。

(1) 地域農業再生協議会は、本事業を実施しようとするときは、別記様式第2-2号によりプランを作成し、農林水産部長が別途指定する期日までに、農林水産部長へ提出する。

(2) 農林水産部長は産地・実需協働プランで定められた品目・仕向けごとの成果目標に応じて、予算の範囲内において成果目標の基準に基づくポイントが上位の産地・実需協働プランの品目・仕向けから順に要望額を地域農業再生協議会ごとに合計し、当該合計額を配分額として地域農業再生協議会に通知するものとする。

なお、この配分額の算定に当たっては、まず別表1に定められた品目・仕向けごとの優先枠の予算の範囲内において、品目・仕向けごとにポイントが上位のものから配分対象とし、続いて優先枠の予算の範囲内において配分対象とならなかった地域農業再生協議会の品目・仕向けについて、優先枠以外の予算の範囲内（優先枠の予算に残余があった場合は当該残余額も含む。）にて、品目・仕向けに関わらずポイントが上位のものから配分対象とするものとする。

2 (1)により配分した結果、最後の配分可能額が要望額に満たない場合であって、かつ、同一ポイントの産地・実需協働プランの品目・仕向けが複数ある場合は、要望額の小さいものから順に配分対象とするものとする。

【成果目標の基準】

成果目標		新市場開拓用米		加工用米		米粉用米 【パン・めん用専用品種】	
1 低コスト生産等の取組状況	(1) 当年産における低コスト生産等の取組面積※1	ア 50ha 以上	24	ア 150ha 以上	12	ア 50ha 以上	12
		イ 40ha 以上～50ha 未満	20	イ 100ha 以上～150ha 未満	10	イ 40ha 以上～50ha 未満	10
		ウ 30ha 以上～40ha 未満	16	ウ 75ha 以上～100ha 未満	8	ウ 30ha 以上～40ha 未満	8
		エ 20ha 以上～30ha 未満	12	エ 50ha 以上～75ha 未満	6	エ 20ha 以上～30ha 未満	6
		オ 10ha 以上～20ha 未満	8	オ 25ha 以上～50ha 未満	4	オ 10ha 以上～20ha 未満	4
		カ 10ha 未満	4	カ 25ha 未満	2	カ 10ha 未満	2
	(2) 当年産における低コスト生産等の取組面積/前年産の作付面積※1	ア 300%以上	24	ア 300%以上	12	ア 300%以上	12
		イ 200%以上～300%未満	20	イ 200%以上～300%未満	10	イ 200%以上～300%未満	10
		ウ 150%以上～200%未満	16	ウ 150%以上～200%未満	8	ウ 150%以上～200%未満	8
		エ 100%以上～150%未満	12	エ 100%以上～150%未満	6	エ 100%以上～150%未満	6
		オ 75%以上～100%未満	8	オ 75%以上～100%未満	4	オ 75%以上～100%未満	4
		カ 75%未満	4	カ 75%未満	2	カ 75%未満	2
2 本事業対象品目の作付状況	(3) 当年産における本事業対象品目の作付面積の拡大※2	ア 50ha 以上	6				
		イ 40ha 以上～50ha 未満	5				
		ウ 30ha 以上～40ha 未満	4				
		エ 20ha 以上～30ha 未満	3				
		オ 10ha 以上～20ha 未満	2				
		カ 0ha 超～10ha 未満	1				
	(4) 当年産における本事業対象品目の作付面積/前年産における本事業対象品目の作付面積※2	ア 10%以上	6				
		イ 8%以上～10%未満	5				
		ウ 6%以上～8%未満	4				
		エ 4%以上～6%未満	3				
		オ 2%以上～4%未満	2				
		カ 0%超～2%未満	1				

3 主食 用米作 付削減 面積 (地 域農業 再生協 議会 単)	(5) 前年産か ら当年産の主 食用米作付削 減面積※3	ア 50ha 以上 6 イ 40ha 以上～50ha 未満 5 ウ 30ha 以上～40ha 未満 4 エ 20ha 以上～30ha 未満 3 オ 10ha 以上～20ha 未満 2 カ 0ha 超 ～10ha 未満 1	
	(6) 前年産か ら当年産の主 食用米作付削 減割合※3	ア ▲10%以上 6 イ ▲8%以上～10%未満 5 ウ ▲6%以上～8%未満 4 エ ▲4%以上～6%未満 3 オ ▲2%以上～4%未満 2 カ ▲0%超 ～2%未満 1	
4 転作 状況	(7) 加算ポ イント①(地 域の 転作状況)(地 域 農業再生協 議会 単) ※4	当年産における水田面積に占める転換作物の作付け割合 50%以上の場合 3 40%以上の場合 2 30%以上の場合 1	
5 プロ ックロ ーテー ション の取組 状況	(8) 加算ポ イント②(地 域の プロックロー ーションの 取組状況)(地 域 農業再生協 議会 単) ※5	当年産の転換作物の作付面積に占める翌年産にプロックローーションを行う面積の割合 50%以上の場合 6 40%以上の場合 4 30%以上の場合 2	
6 新規 取組農 業者の 状況		【全作物共通】低コスト生産等の取組面積に占める、本事業に新規に取り組み農業者(品目・仕向けごと で新規の農業者を含む)の低コスト生産等の取組面積の割合 ア 100% 12 イ 80%以上～100%未満 6 ウ 50%以上～80%未満 3	
7 地域 計画の 策定状 況		【全作物共通】 低コスト生産等の取組面積に占める地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下 「基盤強化法」という。)第18条に規定する地域計画をいう。)のうち目標地図(基盤強化法第19条に 規定する地図をいう。)に位置付けられた農業者の低コスト生産等の取組面積の割合 ア 80%以上 6 イ 50%以上～80%未満 4 ウ 10%以上～50%未満 2	
優先枠 (5,445千円)	2,722千円	1,361千円	1,361千円

※1 1について、前年度事業で採択された協議会のうち、前年度事業における低コスト生産等の取組面積の計画を達成できなかった場合は、未達分の面積を今回の申請における取組面積から減じた上でポイントを算出すること。

※2 2について、低コスト生産等に取り組みないものも含め、主食用米の作付けを削減した農地等で本事業対象品目を作付けする場合、その面積若しくは増加率が対象。  
(増加率=当年産の本事業対象品目の作付面積の拡大分/前年産の本事業対象品目の作付面積)

※3 3について、前年度事業で採択された協議会のうち、前年度事業における主食用米作付削減面積の計画を達成できなかった場合は、未達分の面積を今回の申請における作付削減面積から減じた上でポイントを算出すること。

※4 地域農業再生協議会単位での水田面積に対する転換作物(戦略作物、そば、なたね、新市場開拓用米、高収益作物、子実用とうもろこし、地力増進作物)の作付面積割の割合  
(割合=当年産の転換作物の作付面積/当年度の水田面積)

※5 地域農業再生協議会単位での転換作物の作付面積に対する、事業に取り組む全農業者の本事業対

象品目で翌年産にブロックローテーションに取り組む面積の割合

(割合＝本事業対象品目における翌年産のブロックローテーション面積／当年産の転換作物の作付面積)

4 交付要綱別表1の(2)実需者との連携による転換作物生産支援のうち、③県版麦・大豆生産技術向上事業の採択及び予算額の配分については、以下のとおりとする。

- (1) 地域農業再生協議会は、本事業を実施しようとするときは、別記様式第2-3号により事業実施計画書を作成し、農林水産部長が別途指定する期日までに、農林水産部長へ提出する。
- (2) 農林水産部長は、予算の範囲内で成果目標の基準に基づくポイントが上位の事業計画から順に要望額に相当する額を地域農業再生協議会ごとに合計し、当該合計額を配分額として地域農業再生協議会に通知するものとする。
- (3) (2)により配分した結果、最後の配分可能額が要望額に満たない場合であって、かつ、同一ポイントの事業計画が複数ある場合は、要望額の小さい事業計画から順に配分対象とするものとする。

なお、事業計画の要望額の全額を配分できない場合は、配分対象としないものとする。

品目	成果目標	成果目標の基準及びポイント
小麦・大麦・はだか麦	①作付面積の拡大	作付面積が現状より2%以上増加。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント
	②単収の増加	地域平均と比較した単収が現状より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント
	③生産コストの削減	10a又は60kg当たり生産コスト(物財費)を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント
加算	以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。 ① 主食用米の作付面積が現状より減少する場合・・・2ポイント ② 複数の実需者と情報交換会を開催する場合・・・2ポイント ③ 以下のいずれかに該当する場合・・・2ポイント ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号。以下この表において「法」という。)に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。 (ア) 法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 (イ) 法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画 イ 事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む場合又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。 ④ 品質分析を実施し、次作の栽培管理に活かす取組を行う場合・・・2ポイント ⑤ 実需者と連携し新品種又は新技術の導入実証に取り組む場合・・・2ポイント ⑥ 水稻裏作として小麦の作付面積を拡大する場合・・・2ポイント ⑦ 事業実施地域(全部又は一部を含む)において、地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下この表において「基盤強化法」という。)第19条に規定する地域計画をいう。)が策定されている場合(令和5年度及び6年度中に限り、協議の場(基盤強化法第18条に規定する協議の場をいう。)を設置し、少なくとも1回は協議を行い、今後の予定を決めている場合を含む)・・・2ポイント	

大豆	① ② ③ から 1つ 選択	①作付面積の拡大	作付面積が現状より2%以上増加。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント
		②単収の増加	地域平均と比較した単収が現状より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント
		③生産コストの削減	10a又は60kg当たり生産コスト(物財費)を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント
	加算	以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。 ① 主食用米の作付面積が現状より減少する場合・・・2ポイント ② 複数の実需者と情報交換会を開催する場合・・・2ポイント ③ 以下のいずれかに該当する場合・・・2ポイント ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(以下この表において「法」という。)に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。 (ア) 法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 (イ) 法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画 イ 事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部又は一部を含む若しくは交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。 ④ 3年以上の複数年契約を締結する場合・・・2ポイント ⑤ 実需者と連携し新品種又は新技術の導入実証に取り組む場合・・・2ポイント ⑥ フレコン又はフレコンに準ずる形態で出荷する場合・・・2ポイント ⑦ 事業実施地域(全部又は一部を含む)において、地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下この表において「基盤強化法」という。)第19条に規定する地域計画をいう。)が策定されている場合(令和5年度及び6年度中に限り、協議の場合(基盤強化法第18条に規定する協議の場をいう。)を設置し、少なくとも1回は協議を行い、今後の予定を決めている場合を含む)・・・2ポイント	

※1 小麦、大麦・はだか麦若しくは大豆ごとに成果目標ポイントを算出するものとする。複数品目を対象として事業を実施する場合にあつては、品目ごとに算出したポイントを平均して算出されたポイントを使用するものとする。

※2 ①～③から1つ選択し、成果目標ポイントを算出するものとする。

※3 現状値は、原則、事業実施年度の前年度とする。

※4 事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する事業計画は採択しないものとする。

- ・ 選択した成果目標のポイントが0ポイントの場合
- ・ 成果目標ポイントの合計が5ポイントに満たない場合

5 交付要綱別表1の(3)飼料用米の拡大分支援及び(4)多収穫米等導入支援の採択及び予算額の配分については、以下のとおりとする。

(1) 農林水産部長は、事業実施前に本事業の実施に対する要望調査を実施し、要望合計額が予算額を上回る場合には、支援単価を予算額の範囲内に収まるまで一律減額してから予算を配分する。



島根県知事

様

住所  
事業実施主体  
代表者 職・氏名

水田農業経営安定推進対策補助金交付申請書  
(事業区分： )

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、水田農業経営安定推進対策補助金交付要綱第 3 の規定により、補助金 円を交付されたく申請します。

記

1 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

総事業費 (a)+(b)+(c)	補助事業に 要する経費 (又は要した経費) (a)+(b)	負担区分			備考
		県補助金 (a)	市町村 (b)	その他 (c)	

(注) 総事業費欄は、消費税及び地方消費税を含めた額を記入すること。

2 収支予算 (又は精算)

区 分		本年度予算額 (本年度精算額)	備考
収入	県補助金		
	市町村		
	その他		
	計		
支出			
	計		

3 事業完了予定 (又は完了) 年月日 令和 年 月 日

4 添付書類  
事業実施計画書、事業内容内訳書等、知事が必要と認める資料

5 事業の概要 別添「事業実施計画書」のとおり  
※別記様式第 1 ~ 4 号の内、申請する事業のものを添付

島根県知事

様

住所  
事業実施主体  
代表者 職・氏名

水田農業経営安定推進対策補助金変更承認申請書  
(事業区分： )

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり変更したいので、水田農業経営安定推進対策補助金交付要綱第4の規定により申請します。

記

1 事業変更の理由

(注) 1 記の記載様式は、様式第1号に準ずるものとする。この場合において、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる取組については省略する。また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

2 補助金の額が増減する場合は、件名の「水田農業経営安定推進対策補助金変更承認申請書」を「水田農業経営安定推進対策補助金の変更及び追加(減額)交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、水田農業経営安定推進対策補助金交付要綱第4の規定により申請します。」を「下記のとおり変更したいので、水田農業経営安定推進対策補助金交付要綱第4の規定により、補助金( )円を追加交付(または減額)されたく申請します。」とする。

島根県知事

様

住所  
事業実施主体  
代表者 職・氏名

水田農業経営安定推進対策補助金概算払請求書  
(事業区分： )

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったこの事業について、水田農業  
経営安定推進対策補助金交付要綱第5条の規定に基づき下記により金 円の概算払に  
よる交付を請求します。

記

交付決定額	事業費		円	
	補助金	(A)	円	
○月○日現在 予定出来高	事業費		円	
	補助金		円	( %)
補助金	既受領額	(B)	円	( %)
	今回請求額	(C)	円	( %)
	残額	(A-B-C)	円	( %)
事業完了予定年月日				

(注)

1. 「交付決定額」には補助金の交付決定(変更があった場合は変更承認後)の額を記入すること。
2. 「○月○日現在予定出来高」は、請求日またはその日以降における予想出来高が確実に見込まれる日現在を記入すること。
3. ( %)には、(A)を100%とする割合を記入すること。

島根県知事

様

住所  
事業実施主体  
代表者 職・氏名

水田農業経営安定推進対策補助金完了報告書  
(事業区分： )

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり完了したので、報告します。

記

事業実施主体	
事業内容	
事業量	
事業費	円
県補助金	円
着手年月日	
完了年月日	
備考	

島根県知事

様

住所  
事業実施主体  
代表者 職・氏名

水田農業経営安定推進対策補助金実績報告書  
(事業区分： )

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり実施したので、水田農業経営安定推進対策補助金交付要綱第7の規定に基づき、その実績を報告します。

(なお、併せて精算額 円の交付を請求します。)

記

(注) 1 記の記載様式は、様式第1号に準ずるものとする。この場合において、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

2 添付書類については、補助事業の実施報告に係る出来高設計書等知事が必要と認める資料を添付すること。

島根県知事

様

住所  
事業実施主体  
代表者 職・氏名

水田農業経営安定推進対策補助金仕入れに係る消費税等相当額結果報告書  
(事業区分： )

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付規則第11条に基づく確定額 (令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 3の金額の積算内訳等、参考となる資料を添付すること。

住所  
事業実施主体  
代表者 職・氏名

財産管理台帳

事業実施年度	令和 年度	補助事業名	水田農業経営安定推進対策補助金											
事業の内容				工期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要	
事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 または 設置場所	事業量	着工年月日	しゅん工年月日	総事業費	負担区分			耐用 年数	処分制 限年月 日	承認 年月 日		処分 の内 容
							補助金	市町村費	その他					
				. . .	. . .									
				. . .	. . .									
				. . .	. . .									
				. . .	. . .									
				. . .	. . .									
				. . .	. . .									
				. . .	. . .									
合計	—	—	—	—	—					—	—	—	—	

- (注)
- 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入。
  - 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入。
  - 3 摘要欄には、譲渡先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入。
  - 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

(別記様式第1号)

令和 年度水田農業経営安定推進対策事業実施(変更)計画書(実績報告書)  
(地域における需要に応じた生産のしくみづくり支援事業)

協議会名		代表者名	
------	--	------	--

1 事業計画(実績)

事業(活動)内容	事業費積算		負担区分	
	区分	金額	県補助金	その他
<i>(例)</i> ・ 水田園芸、飼料用米等への転作推進 ・ セーフティネット加入促進	総額	1,000,000円	500,000円	500,000円
	(内訳)			
	報酬	600,000円		
	共済費	40,000円		
	需用費	300,000円		
役務費	60,000円			

※斜体の例を消して入力

2 添付資料(実績報告時のみ)

事業の成果物(チラシ、冊子等)

※変更の場合は変更前を比較できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。



令和 年度水田農業経営安定推進対策事業実施計画書
実需者との連携による転換作物生産支援のうち県販畑作物産地形成促進事業
(産地・実需協働プラン)

作成年月日
市町村名
地域協議会・代表者名

1 産地・実需協働プランに参画する者

Table with 2 columns: 農業者, 実需者, 集出荷業者等, その他

※1 「農業者」及び「実需者」欄は必ず記載すること。
※2 各者の役割について、名科の後ろに括弧【 】書きにて簡潔に記載すること。

2 新市場開拓や加工仕向け生産など、需要に応じた生産等の取組の現状と今後の方針

Large empty table for describing current status and future directions for production expansion and processing.

3 取組の内容及等

〇低コスト生産等の取組

Main table for low-cost production activities, including crop types, area, and yield data.

※1 取組品目毎に別紙の農業者取組計画書を提出すること。
※2 ポイント1, 3について、前年度事業にて支援対象となつた箇条において、低コスト生産等の取組面積の計画又は主食用米作付削減面積の計画を達成できなかった場合は、目標と実績の差分の面積を減じた上で評価すること(当年度の各面積から、差分の面積を引いた値を用いて申請ポイントを算出すること)。

前年度又は当年度における畑地化の有無

前年度 主食用米の作付面積(a)

当年度 主食用米の作付予定面積(a)

※ 主食用米の作付面積・作付予定面積は本プランに参画している農業者に限らず、当該地域農業再生協議会全体の数値を記載すること。具体的には、前年度は、地方農政担当等が発表した「水田における作付状況」の地域農業再生協議会全体の面積を記載し、当年度は作付計画面積を記載すること。

前年度未達分を踏まえた値(ポイント算出用)

主食用米の作付面積の増減割合(%)

前年度事業において目標面積に達しなかった場合は、その分(未達面積)を減じた上でポイントを算出すること。

前年度の未達面積(a)

※ 前年度事業における主食用米の削減面積の未達面積を記載。

当年度 水田面積(a)

当年度 転換作物の作付予定面積(a)

※ 水田面積、転換作物の作付予定面積は本プランに参画している農業者に限らず、当該地域農業再生協議会全体の数値を記載すること。具体的には、当年度の水田面積及び転換作物の作付予定面積は、作付計画面積を記載することとし、水田面積は主食用米、副産米、転換作物の作付予定面積の合計とする。また、転換作物は、転換作物、そば、なたね、新市場開拓用米、高収益作物、子実用とらもろこし、地方増産作物を対象とする。

当年度における地域の転作状況(%)

※ 地域の転作状況(%) = 当年度の転換作物面積 / 当年度の水田面積として算出すること。

交付対象者数(実人数)(人)

※ 「交付対象者数(実人数)」欄には、品目毎の重複を除いた実人数を記載すること。

当年度におけるブロックローテーション取組状況(%)

※ ブロックローテーション取組状況(%) = 当年度のブロックローテーション面積 / 当年度の転換作物の作付予定面積として算出すること。

4 推進等経費

Table for cost breakdown: 推進事務費 計(千円), 謝金, 旅費, 買入及び印刷費, 事務等経費, 委託費, 助成費



















(別記様式第2-3号)

令和 年度水田農業経営安定推進対策事業実施（変更）計画書（実績報告書）  
実需者との連携による転換作物生産支援のうち  
県版麦・大豆生産技術向上事業

事業実施年度： 令和 年度

---

事業実施主体名：

---

市 町 村 名：

---

第1 事業計画総括表

1 事業概要等

区 分	事 業 費	負 担 区 分			備 考
		県補助金	自己負担	その他	
1 新たな営農技術等の導入	円	円	円	円	
2 推進事務費					
合 計					

注1：「備考」の欄には、区分毎に、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円」、同税額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

注2：事業費＝県補助金＋自己負担＋その他とすること。

事業対象作物	
--------	--

注：本事業で取組を実施する全ての作物名を記入すること。

2 事業完了（予定）年月日                      令和      年      月      日

第2 事業実施主体

1 事業実施主体名及び代表者名

--

2 事業実施体制

(1) 事業実施担当者

氏名 (ふりがな)	
所属 (部署名等)	
役職	
所在地	
電話番号	
e-mail	

(2) 経理担当者

氏名 (ふりがな)	
所属 (部署名等)	
役職	
所在地	
電話番号	
e-mail	

3 受益地における作付面積、単収、団地化率、主な作付体系等  
(作付面積、単収、団地化率等)

品目		現状 (○年度)							取組後 (○年度)							備考
		作付面積 (ha)	水田	畑地	単収 (kg/10a)	生産量 (kg)	団地化率 (%)	団地化面積 (ha)	作付面積 (ha)	水田	畑地	単収 (kg/10a)	生産量 (kg)	団地化率 (%)	団地化面積 (ha)	
一般	小麦															
	大麦・はだか麦															
	大豆															
種子	小麦															
	大麦・はだか麦															
	大豆															

注1：団地化の基準面積については、都道府県によって定められた面積とし、備考欄に記載するものとする。

(主な作付体系)

作付面積 (ha)	現状 (令和○年)	令和○年	令和○年	令和○年	令和○年
例) ○○ha					

4 受益農業従事者数

	名
--	---

第3 事業の成果目標

(1-1) 小麦の成果目標

水田、畑地

※どちらか記入

成果目標 (品目: 小麦)											
区分	成果目標・加算ポイントの内容		現状〇年度		目標〇年度		増減又は割合		ポイント	事後評価の検証方法	備考
			(単位)		(単位)		(単位)				
A-1											
A-2											
加算1			/								
加算2											
<p>&lt;現状値及び目標値の算出方法&gt; ※積算の基礎等の根拠資料を添付すること。</p>											
<p>&lt;加算ポイントの具体的内容等&gt; ※要件を満たすことがわかる内容等を記載し、資料を添付 (主食用米削減面積の根拠や情報交換会の開催要領案など)</p>											

(1-2) 大麦・はだか麦の成果目標

水田、畑地

※どちらか記入

成果目標（品目：大麦・はだか麦）

区分	成果目標・加算ポイントの内容	現状〇年度		目標〇年度		増減又は割合		ポイント	事後評価の検証方法	備考
		(単位)		(単位)		(単位)				
A-1										
A-2										
加算1		/							/	
加算2										

<現状値及び目標値の算出方法>※積算の基礎等の根拠資料を添付すること。

<加算ポイントの具体的内容等>※要件を満たすことがわかる内容等を記載し、資料を添付（主食用米削減面積の根拠や情報交換会の開催要領案など）

(1-3) 大豆の成果目標

水田、畑地	
-------	--

※どちらか記入

成果目標 (品目: 大豆)											
区分	成果目標・加算ポイントの内容		現状〇年度		目標〇年度		増減又は割合		ポイント	事後評価の検証方法	備考
			(単位)		(単位)		(単位)				
A-1											
A-2											
加算1			/								
加算2											
<p>&lt;現状値及び目標値の算出方法&gt; ※積算の基礎等の根拠資料を添付すること。</p>											
<p>&lt;加算ポイントの具体的内容等&gt; ※要件を満たすことがわかる内容等を記載し、資料を添付 (主食用米削減面積の根拠や情報交換会の開催要領案など)</p>											



(1-4) 種子の成果目標

成果目標（品目：種子）											
区分	成果目標・加算ポイントの内容		現状〇年度		目標〇年度		増減又は割合		ポイント	事後評価の検証方法	備考
			(単位)		(単位)		(単位)				
平均											
<p>&lt;現状値及び目標値の算出方法&gt;※積算の基礎等の根拠資料を添付すること。</p>											

注1：「現状」の欄には、原則、事業の対象となる年度の前年度を記入すること。

注2：「増減又は割合」の欄には、設定した成果目標に基づく「現状」値と「目標」値から算定される具体的な増減又は割合の数値を記入すること。

注3：「ポイント」の欄には、増減又は割合に対応する各成果目標のポイントを記入すること。

注4：別表1で定める加算ポイントのうち1（1）及び（2）の加算ポイント③又は⑦、2（1）及び（2）の加算ポイント②又は⑥を選択し、該当する計画（環境負荷低減事業活動実施

計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、若しくは特定区域を設定した基本計画又は地域計画）を策定済みの場合は、当該計画を添付すること。

(2) 事業計画のポイント

小麦	<table border="1"> <tr><td>区分Aのポイント</td></tr> <tr><td> </td></tr> </table>	区分Aのポイント		+	<table border="1"> <tr><td>区分Bのポイント</td></tr> <tr><td>(            )</td></tr> </table>	区分Bのポイント	(            )	=	<table border="1"> <tr><td>ポイント合計</td></tr> <tr><td>0</td></tr> </table>	ポイント合計	0
区分Aのポイント											
区分Bのポイント											
(            )											
ポイント合計											
0											
大麦・はだか麦	<table border="1"> <tr><td>区分Aのポイント</td></tr> <tr><td> </td></tr> </table>	区分Aのポイント		+	<table border="1"> <tr><td>区分Bのポイント</td></tr> <tr><td>(            )</td></tr> </table>	区分Bのポイント	(            )	=	<table border="1"> <tr><td>ポイント合計</td></tr> <tr><td>0</td></tr> </table>	ポイント合計	0
区分Aのポイント											
区分Bのポイント											
(            )											
ポイント合計											
0											
大豆	<table border="1"> <tr><td>区分Aのポイント</td></tr> <tr><td> </td></tr> </table>	区分Aのポイント		+	<table border="1"> <tr><td>区分Bのポイント</td></tr> <tr><td>(            )</td></tr> </table>	区分Bのポイント	(            )	=	<table border="1"> <tr><td>ポイント合計</td></tr> <tr><td>0</td></tr> </table>	ポイント合計	0
区分Aのポイント											
区分Bのポイント											
(            )											
ポイント合計											
0											
種子	<table border="1"> <tr><td>ポイント</td></tr> <tr><td> </td></tr> </table>	ポイント				=	<table border="1"> <tr><td>ポイント合計</td></tr> <tr><td>0</td></tr> </table>	ポイント合計	0		
ポイント											
ポイント合計											
0											
					<table border="1"> <tr><td>本事業計画のポイント</td></tr> <tr><td> </td></tr> </table>	本事業計画のポイント					
本事業計画のポイント											

- 注1：「区分Aのポイント」の欄には、区分A-2の成果目標を選択した場合に限り、区分A-1のポイントと区分A-2のポイントを足し合わせたものを記入すること。
- 注2：区分Bを選択した場合は、括弧内に選択した全ての項目を①～⑥（畑地における加算については①～⑤）の番号により記載し、ポイントの欄に合計値を記載すること。
- 注3：複数品目を対象として事業を実施する場合にあっては、品目ごとに算出した「ポイント合計」を平均したポイントを「本事業計画のポイント」の欄に記入すること。

(3) 成果目標と取組内容の関係性

成果目標（小麦）	
成果目標（大麦・はだか麦）	
成果目標（大豆）	
成果目標（種子）	

注：それぞれの成果目標について、本事業の取組内容がそれぞれの成果目標の達成にどのように結び付くのか、具体的に記入すること。

#### 第4 事業内容

##### (1) 新たな営農技術等の導入

取組内容	作物 (麦、大豆)	導入面積 (a)	補助対象面積 (a)	助成単価 (円/10a)	県補助金 (円)	具体的な内容	都道府県 特例
		事業実施年 (年産)					
計				0	0		

注1：「取組内容」の欄には、本要領別表3の「助成対象とする取組」の欄の内容を記入すること。

注2：「補助対象面積」の欄には、当該技術等の事業実施年の導入面積から前年に同じほ場で当該技術を導入した面積を差し引いた面積（10a未満は切り捨て）を記入すること。

注3：「助成単価」の欄には、本要領別表3の「助成単価」の欄に掲げる単価又は本要領第5の2の（1）の規定に基づく調整後の助成単価を記入すること。

注4：「国庫補助金」の欄には、補助対象面積（国庫補助金の算出に当たっては補助対象面積の単位を10aとして換算する。）に、本表の「助成単価」を乗じた額を記入すること。

注5：「具体的な内容」の欄には、補助対象とする技術内容について具体的に記入すること。

注6：「都道府県特例」の欄には、「都道府県事業計画総括表」において都道府県が普及すべき技術として位置付けた技術を対象とする場合には、「○」と記入すること。

第5 必要経費

1 経費の配分と負担区分

区 分	事 業 費	負 担 区 分			備 考
		県補助金	自己負担	その他	
	円	円	円	円	
1 新たな営農技術等の導入					
2 推進事務費					
合 計					

注1：「事業費」の欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記入すること。

注2：事業費＝県補助金＋自己負担＋その他とすること。

2 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
県補助金					
自己負担					
その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
1 新たな営農技術等の導入					
2 推進事務費					
合 計					

注1：「区分」の欄には実施する事業メニューのみを記入すること。また、経費積算の基礎等の根拠資料を提出すること。

注2：適宜、行を追加して記入すること。

第7 添付書類 (添付書類名を記入すること。)

- 1 麦・大豆国産化プラン
- 2 受益地の範囲がわかる地図
- 3 定款、組織規程、経理規程等組織運営に関する規約・規程及び収支予算（又は収支決算）、受益農業従事者の要件を確認できる資料（農業者の組織する団体に限る）
- 4 本事業で導入等を予定する機械等の見積書
- 5 成果目標で区分Bを選択した場合には、ポイント加算の根拠となる資料を添付すること。
- 6 その他都道府県知事が必要と認める資料

産地における取組の中心的な農業者等(事業実施者)の位置付け

ア 事業実施者の概要

事業実施者名	
(法人の場合は代表者名)	
住所	
農業従事者数	

イ 経営農地面積、作付状況【 年度】

区分	農地面積 (ha)	作付面積(ha)					
		うち水田	うち畑地	小麦	大麦・はだか麦	大豆	その他
計	0	0	0	0	0	0	0
内訳	自作地						
	借地						
作業受託							

ウ 産地において取組の中心的な農業者等といえる理由

注1:事業実施者が産地において中心的であり、本事業の対象とするにふさわしい理由について、具体的に記載すること。

注2:事業実施者が複数となる場合は、それぞれ事業実施者明細を作成すること。







**(参考様式) 推進事務費の内訳**

※上限10万円

事務に要する 経費 計 (円)	内訳						
	謝金	旅費	賃金及び 共済費等	振込手数料	印刷費	郵券代	

※経営所得安定対策等 他事業の推進事務費と重複しないように気を付けてください

別記様式第4号

令和 年度水田農業経営安定推進対策事業実施（変更）計画（実績報告）書  
（多収穫米等導入支援）

所在地  
事業実施主体名  
代表者氏名

1. 事業実施の考え方  
（地域の現状と課題）

（目標と取組方針）

2. 活動計画（実績）

取組項目	取組内容			経費積算（円）	
	時期	対象者	内容	区分	積算内訳
（1）検討会等の開催				小計	
（2）栽培研修会の開催、栽培・指導				小計	
（3）調査・実証・展示				小計	
（4）販促活動				小計	
（5）支援体制整備				小計	
（6）その他事業推進に必要な活動				小計	
				計	
				うち県補助金	

※変更の場合は、変更前を比較できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

3. 添付資料

実施計画書

・事業費積算資料、地域の現状がわかるもの、期待できる効果（活動の成果）等

実績報告書

・事業費積算資料、契約書、納品書、請求書、領収書、活動状況が分かる資料、事業の成果物、写真等